上市町空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町における空家等の活用を促進するため、空家等に関する対策についての基本理念並びに町、町民等、空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)及び自治組織の責務その他必要な事項を定めることにより、町民の生活環境の保全を図るとともに、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 町民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
 - (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
 - (3) 自治組織 自治会(町内会)その他の地域住民が組織する団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 空家等に関する対策は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないよう、必要な措置が適切に講じられなければならない。
- 2 空家等に関する対策は、その地域資源としての活用の促進に寄与するため、情報の収集、 整理その他の必要な措置が講じられなければならない。
- 3 空家等に関する対策は、町、町民等、所有者等及び自治組織が相互に密接な連携を図り つつ、協働して取り組まなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める空家等に関する対策についての基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(町民等、所有者等及び自治組織の責務)

第5条 町民等、所有者等及び自治組織は、基本理念にのっとり、町が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(情報提供)

第6条 町民等及び自治組織は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、そ

- の情報を町に提供するよう努めなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により提供された情報を適正に管理するものとする。

(助言、指導等に係る手続)

第7条 町長は、法第14条第1項から第3項までの規定により必要な措置を助言し、指導し、若しくは勧告し、又は命じようとする場合において必要があると認めるときは、関係機関の意見を聴く等必要な措置を講ずることができる。

(緊急安全措置)

- 第8条 町長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場その他の公共の場所において、人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害(以下「危害等」という。)を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、空家等の除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要最小限度の措置をとることができる。
- 2 町長は、前項の措置をとったときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該所有者等に通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、町長は、第1項の措置をとった場合において、当該措置に係る所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該措置に係る所有者等及び当該措置の内容を告示するものとする。
- 4 第1項の措置を行う職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係者の請求があった ときは、これを提示しなければならない。
- 5 町長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収する ことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。